

中小企業財閥

SEPTEMBER 9 No.706

■ 特集

域内経済の実態と課題、 連携の模索について

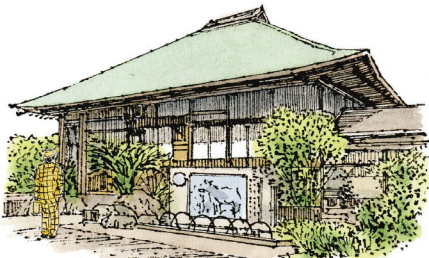
■ クローズアップインタビュー

企業組合柿田川ナチュラル・ビレッジ
杉山博一 理事長

■ シリーズ「くみあい百景」

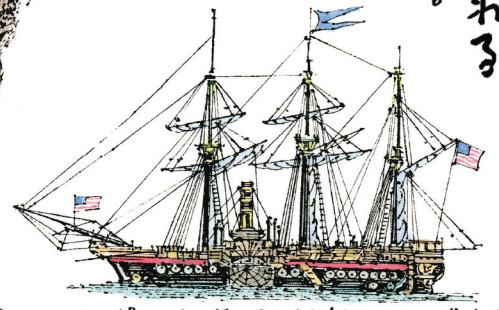
川根自動車整備協業組合

高らかに
行進する様は、
下田町民の度肝を
抜くのに十分であったろう。
町民にも彼らがつけている
山吹色に光るボタンは
小判に匹敵する代物と
映ったに違いない。
彼らは店先の品物と引き
換えに金ぴかのボタンを
置いていった。
逆にペリーは町中の銭湯に
シヨクを受ける。一系まとわぬ
男女が混浴する様は
キリスト教徒には理解
できないものであった。



● 玉泉寺(下田市)ペリーの来航後
アメリカ領事館として使われた。

しずおか歴史総巻(九)
ペリー下田に現れる
一八五四(嘉永七)年二月。
米親条約交渉で
下田の名が出るや、
ペリーは軍艦二隻を
下田に派遣。
条約締結後の四月には
全艦が集結した。
条約により七里遊歩権を
得たアメリカ兵たちは
祝砲轟くなか
ペリーが鵜島に上陸。
銃剣を携え
軍服姿で
軍楽隊の
演奏



● ポーハタン号、ペリー乗船のフリーゲート艦。
「あかの一筋、ポーハタン」と呼ばれていた。



● ペリー・アメリカ海軍東インド艦隊の司令長官として陣頭に立ち、日本開国の指令を遂行した。

お申し込み
受付中

個人のお客さま向け

インターネットバンキングを 始めませんか？



●ご利用いただくためには「**商工中金ダイレクト***」へのお申し込みが必要となります。

*商工中金ダイレクト：従来のテレホンバンキングに、インターネットバンキング、モバイルバンキングを加えた3つのサービスの総称です。

インターネットバンキング、モバイルバンキングの主な特徴

- POINT 1** お客さまのパソコン(インターネットバンキング)、携帯電話(モバイルバンキング)でラクラク簡単にお取引引きいただけます(原則24時間ご利用いただけます)。
- POINT 2** 基本使用料は無料、専用ソフトも不要です。
- POINT 3** 新型定期預金「マイハーベスト」等の定期預金のお預け入れの他、お振込・お振替、残高照会、入出金明細照会などがご利用いただけます。

* インターネットバンキング、モバイルバンキングはシステムメンテナンス等によるサービス利用停止期間がございます。

* モバイルバンキングでは、定期預金のお預け入れ等一部のサービスはご利用いただけません。

* 「商工中金ダイレクト」は**総合口座**をお持ちの個人のお客さま向けのサービスです。債券総合口座通帳をお持ちのお客さまは、総合口座通帳へお切り替えいただく必要があります。また法人、個人事業主の方が事業でご利用する場合は、法人のお客さま向けの「商工中金ビジネスWeb」をご利用ください。

* 「商工中金ダイレクト」をご利用いただくには、お申し込み手続きが完了し、契約者カードがお手元に届いている必要があります。商工中金ダイレクトのお申し込みをいただいてから契約者カードがお手元に届くまで2週間程度かかる場合がございます。あらかじめご了承ください。

* ご利用いただくには、インターネットに接続できるパソコン(もしくは携帯電話)とEメールアドレスが必要です。お客さまのパソコンのご利用環境や携帯電話の機種によっては、ご利用いただけない場合もございます(モバイルバンキングをご利用になる場合も、インターネットバンキングによる初期設定が必要となります)。

サービスの概要やご利用いただく上での留意事項につきましては、**当金庫ホームページ**をご覧ください。

お問い合わせ 商工中金ダイレクトバンキングセンター

☎0120-299-233(平日 9:00~19:00) ☒ <http://www.shokochukin.co.jp/>



人を思う。未来を思う。

商工中金

中小企業静岡

9

SEPTEMBER

No.706

●インターネットでもご覧いただけます

中央会静岡

検索

↓
トップページ右上の

「今月の中小企業静岡」をクリック!

<http://www.siz-sba.or.jp/library/chusho-kigyo/1209/index.html>

目次

INDEX

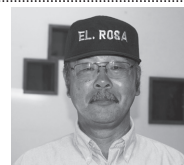
特集

域内経済の実態と課題、
連携の模索について

2

クローズアップ インタビュー

ノウハウを集約し“癒しのエリア”を形成
地域の応援団として町おこしに奮闘する
企業組合柿田川ナチュラル・ビレッジ 杉山博一 理事長



11

Business Report

災害図上訓練で防災意識を高める ほか



12

景況ウォッチ

7月の情報連絡員月次景況調査より

16

ネットワーク

地域中小企業の人材確保・定着支援事業
登録企業の募集! ほか

20

シリーズ 「くみあい百景」

リーダーとして
地域の整備業者を牽引する
川根自動車整備協業組合



22

読者プラザ

静岡県東部青年中央会 中島大介



24

特集

地域産業実態調査にみる 域内経済の実態と課題、 連携の模索について

地域内の経済を活性化させるためには、新しい事業を想定したマッチングから生まれた連携組織が中心となり、地域活性化の方向性を見出すことが有効であり、その活動を適切に支援していくことが必要である。

実際、地域内経済を支える中小企業者の経営効率化や付加価値を高める手段として、地域のもつ様々な資源を利用・活用した新商品開発、生産スタイルの構築、地域産品の販路開拓等の取り組みに対する支援に力が注がれており、施策や事業等の活用により、地域の活性化につなげている中小企業、組合や連携組織も少なくない。

こうした中、本会では、昨年度、域内経済の実態や連携のあり方を明らかにしようと、アンケート調査や現地調査などを実施した。

特集では、その調査結果を基に、県内外における域内経済の実態と課題、地域経済全体の活性化に大きな役割を果たすための新たな事業展開及び支援の方向性について紹介する。

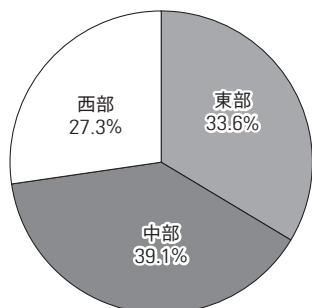
I. 域内経済の活性化に取り組み組合・グループ対象アンケート調査の概要

域内経済の活性化に取り組み県内の組合やグループに対し、地域の資源及び地域の特性等を活用した新商品開発や市場開拓、コミュニティビジネス等の事業活動に関するアンケート調査を実施した。

対象は、本会会員より抽出した静岡県内の組合をはじめ、県内の団体及び連携組織七五〇件で、平成二十三年一月に郵送により調査。二二〇件から回答を得た（回答率二九・三％）。

アンケート回収先の地域別所在地の割合は、東部地域三三・六％、中部地域三九・一％、西部地域二七・三％という結果であった。

図表① 地域別回答割合

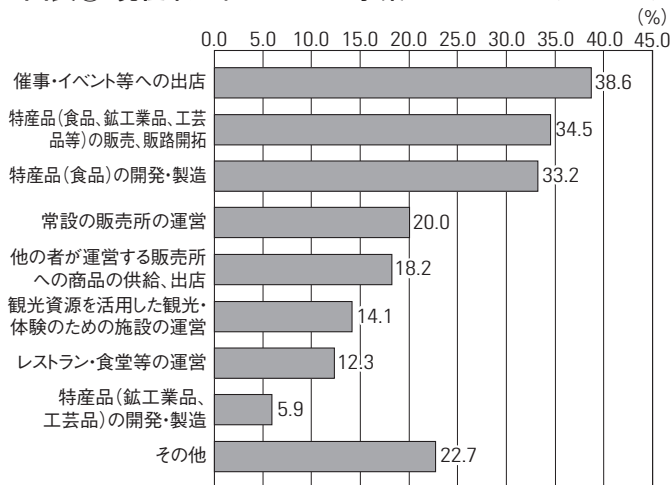


(1) 組合・グループの概要

① 現在取り組んでいる事業について

アンケート回収先の事業についてみると、「催事、イベント等への出店」が三八・六％と最も多く、続いて「特産品（食品、鉱工業品、工芸品等）の販売、販路開拓」が三四・五％、「特産品（食品）の開発・製造」が三三・二％と続いている（図表②）。

図表② 現在取り組んでいる事業 回答数220（複数回答）



② 創業年数（営業歴）について

組合・グループの創業年数は「三〇年以上」が四〇・〇％と最も多く、続いて「一〇年～三〇年未満」が二六・四％と、創業一〇年以上が六割を超えている（図表③）。

域内経済の実態と課題、連携の模索について

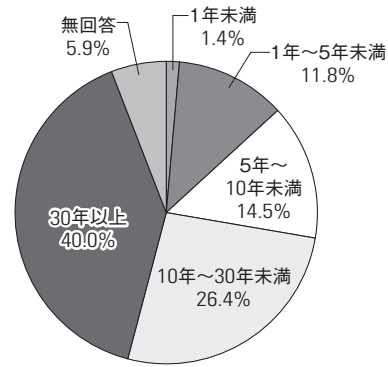
② 組合・グループの概要

① 五年前（五年未満の場合は創業時）と直近の年間売上高と組合員（構成員）の増減

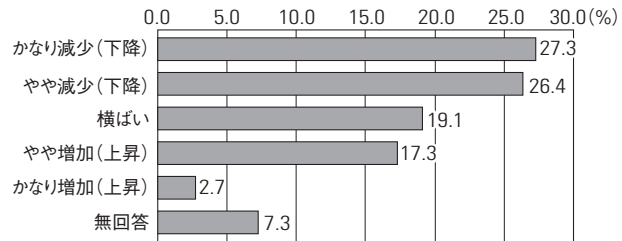
五年前（五年未満の場合は創業時）と比較した売上高の増減については、「かなり減少（下降）」が二七・三％、「やや減少（下降）」が二六・四％と、減少していると回答した組合・グループが全体の五割を超えた。一方、「かなり増加（上昇）」、「やや増加（上昇）」と回答した組合・グループを合わせると全体の二割にとどまった（図表④）。

五年前（五年未満の場合は創業時）と比較した組合員（構成員）数の増減については、「横ばい」とした組合・グループが三六・八％と最も多かったが、「やや減少（下降）」が二八・六％、「かなり減少（下降）」が一八・六％と、減少していると回答した

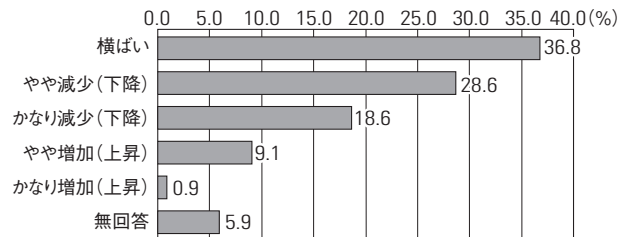
図表③ 創業年数 回答数220



図表④ 五年前との売上高の増減 回答数220



図表⑤ 五年前との組合員（構成員）の増減 回答数220



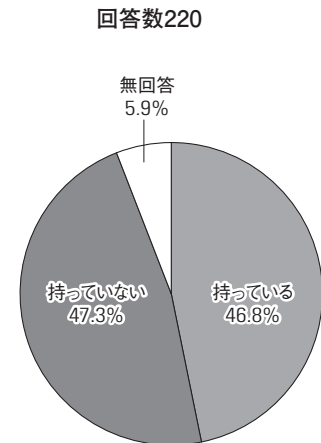
組合・グループを合わせると四七・二％となり、全体としての組合員（構成員）数は減少傾向にあるものとみられる（図表⑤）。

② 独自の技術や独自製品について

独自の技術や製品の有無について尋ねたところ、「持っていない」との回答が四七・三％、「持っている」との回答が四六・八％であった（図表⑥）。

独自技術については、地域資源の商標登録を行い素材をそのまま活かしたものをはじめ、地元で取れた農産物を加工し新たな商品として付加価値を加えて販売しているものなど、さまざまであった。

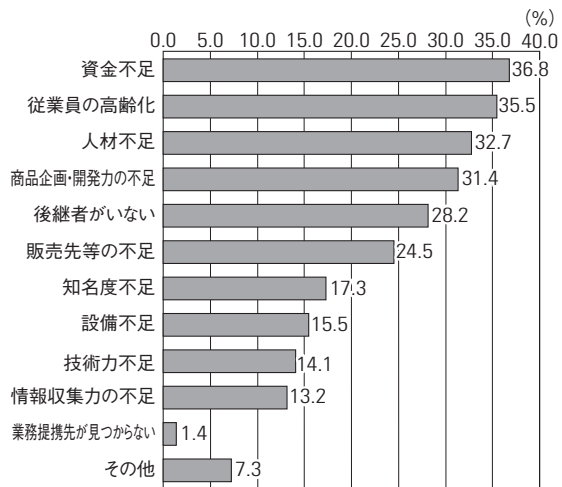
図表⑥ 独自技術や独自製品 回答数220



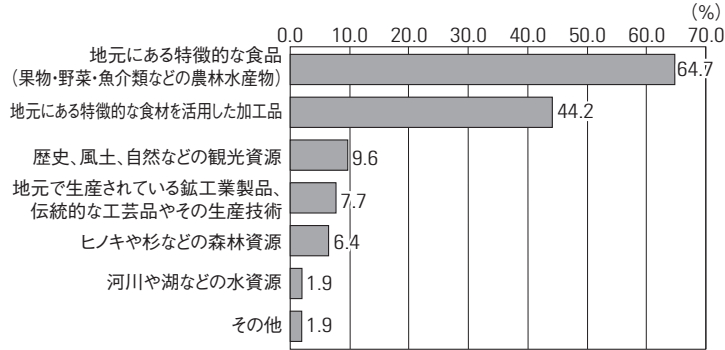
③ 運営・経営上の課題について

運営・経営上の課題では、「資金不足」が三六・八％、「従業員の高齢化」が三五・五％、「人材不足」が三二・七％、「商品企画・開発力の不足」が三一・四％と、三割超の回答が四項目あった（図表⑦）。

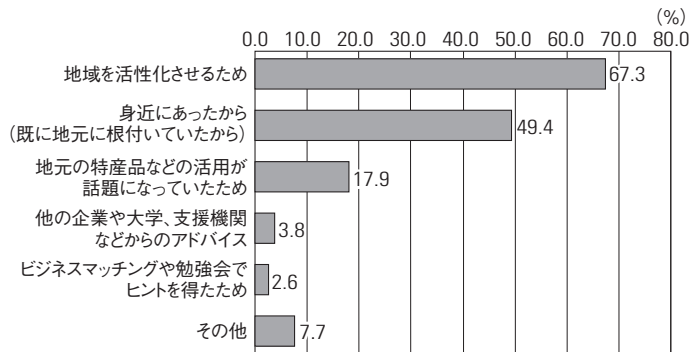
図表⑦ 運営・経営上の課題 回答数220（複数回答）



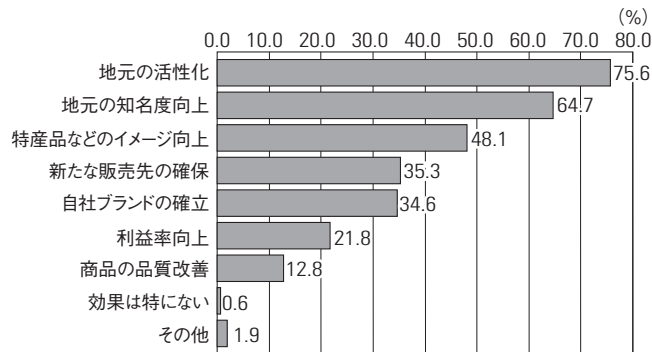
図表⑧ 活用している地域資源の種類 回答数156 (複数回答)



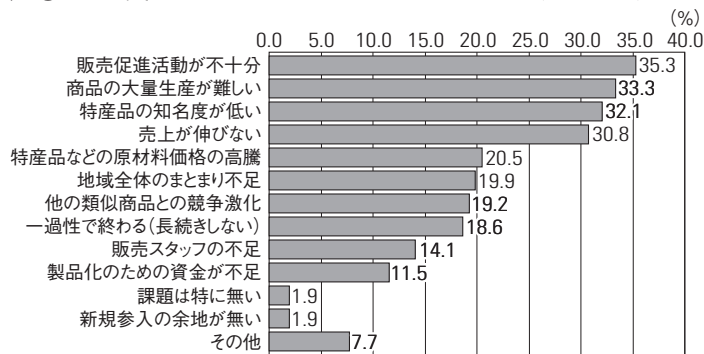
図表⑨ 地域資源活用のきっかけ 回答数156 (複数回答)



図表⑩ 地域資源を活用する効果 回答数156 (複数回答)



図表⑪ 地域資源活用における課題 回答数156 (複数回答)



(3) 地元にある特産品・農林水産物・工芸品等に関する取り組み

① 地域資源の種類と活用のきっかけ

活用している地域資源の種類は「地元にある特徴的な食品」が六四七%、「地元にある特徴的な食材を活用した加工品」が四四二%と、この二項目が高い割合を占めた(図表⑧)。

一方、地域資源を活用するきっかけでは、「地域を活性化させるため」が六七三%と最も多く、「身近にあったから」の四九四%がこれに続いた(図表⑨)。

② 地域資源を活用する効果について

「地域資源を活用する効果にはどのようなものがあると思いますか」と尋ねたところ、「地元の活性化」が七五六%、「地元の知名度向上」が六四七%と、この二項目が五割を大きく超えた(図表⑩)。

また、「特産品などのイメージ向上」が四八二%、「新たな販売先の確保」が三三三%、「自社ブランドの確立」が三三三%と、地域資源を活用することの効果については、各組合・グループによってさまざまであるものと考えられる。

③ 地域資源活用における課題について

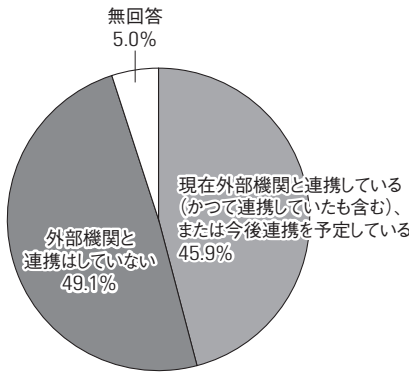
地域資源の活用における課題については、「販売促進活動が不十分」が一番多く三三三%、次いで「商品の大量生産が難しい」の三三三%と、この二つを課題として回答した組合・グループが多くみられた。

また「特産品の知名度が低い」の三二一%、「売上が伸びない」の三〇八%がこれに続いており、以上の四項目が三割を超える回答となった(図表⑪)。

域内経済の実態と課題、連携の模索について

② 連携している外部機関の種類
 連携している（またはかつて連携していた、今後連携を予定しているを含む）企業や団体は、「中央会、産業創造機構、会議所、商工会などの支援機関」を挙げる組合・グループが四七三%と最も多く、「他の協同

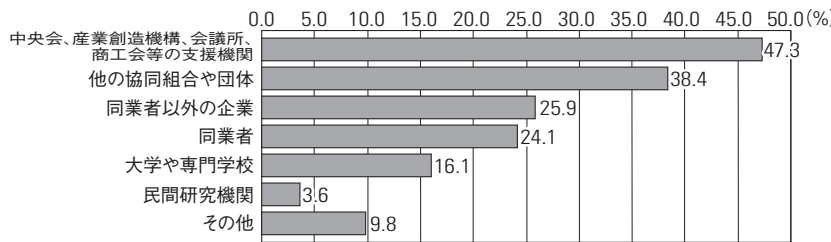
図表⑫ 外部機関との連携 回答数220



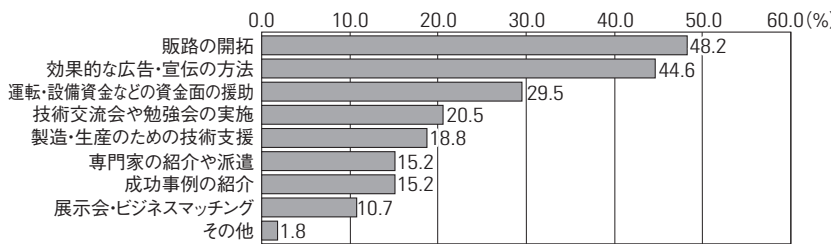
① 外部機関との連携状況
 地域資源活用に取り組み際の外部機関と連携については、「連携していない」が四九一%、「連携している（かつて連携していたを含む）」または今後連携を予定している」が四五九%という結果となった(図表⑫)。

(4) 他企業や団体との連携及び支援機関の活用状況について

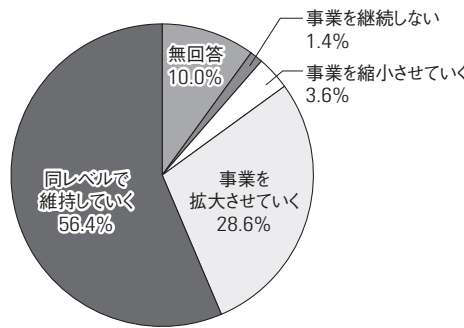
図表⑬ 連携している外部機関の種類 回答数112 (複数回答)



図表⑭ 支援機関に期待すること 回答数112 (複数回答)



図表⑮ 今後の方向性 回答数220



③ 支援機関に期待すること
 支援機関に期待することへの上位回答は、「販路の開拓」の四八二%、「効果的な広告・宣伝の方法」の四四六%であった。支援機関に販路拡大への取り組みや情報の収集・発信などの支援を求める組合・グループが多いことがうかがえる(図表⑭)。

④ 今後の組合・グループとしての方向性
 ※図表⑬、⑭の項目については、図表⑫の項目で「連携している(かつて連携していた、連携を予定している)」と回答した組合・グループのデータを抽出した(回答数一三二件)
 組合・グループの今後の事業の方向性については「同レベルで維持していく」との回答が五六四%と最も多く、次いで「事業を拡大させていく」の二八六%となっている。一方、「事業を縮小させていく」と回答した組合・グループは三六%にとどまった(図表⑮)。

II. 地域経済活性化への方向性

(1) 地域資源を活用した組合・

グループの現状と課題

① 組合・グループの事業環境

静岡県内において地域資源を活用し加工・販売を行っている組合・グループの事業運営・経営については、平成二〇年のリーマンショックに端を発した世界的不況のありを受け、五年前との売上高は、「かなり減少（下降）」、「やや減少（下降）」と回答が全体の五割を超えている（三ページ図表④参照）。こうした環境下でも、今後については「事業を拡大させていく」、「同レベルで維持していく」を合算すると八割以上にもなる（五ページ図表⑤参照）。

しかし、現状は、身近に地域資源があり、商品開発を行っても販売先を確保することが困難な状況にあることから、安定・継続した販売先の確保が最重要ポイントと考えられる。そのため、現在取り組んでいる事業としては、地域資源を活用した独自製品を宣伝するため、催事・イベントなどへ出店することで販路開拓につなげている組合・グループが多く見られた。

また、支援機関に期待することでは、「販路開拓」、「効果的な広告・宣伝の方法」が上位回答であり、売上拡大に向けた工夫について「展示会やイベントへの出品・出店」などが多数挙げられたことから、販路拡大に向けた活動を行っていききたいと考えて

いる組合・グループが多いことがわかる。

組合・グループは中小企業の集合体であり、イベントへの参加、地域文化の伝承などにより、地域経済の活性化に大きな役割を果たしている。地域資源を活用して地域経済の活性化を図るためには、中小企業単独では資金面や人材面などにより制限されてしまうが、組合・グループの組織力を活用することで、地域資源をアピールする機会は広めることができる。

② 地域資源の知名度向上には

「ブランド化」が必要

地域資源の認知度向上を図る一つの方法に「ブランド化」が挙げられる。例としては九ページの事例にある宇和島蒲鉾協同組合の「宇和島じゃこ天」、県内では静岡漆器工業協同組合の「駿河漆器」、遠州灘ふぐ調理加工協同組合「遠州灘天然とらふぐ」のように、「地域団体商標」の取得も重要である。

地域団体商標の取得を知名度向上や他地域の類似商品との差別化、産業界競争力の強化につなげている組合は多い。地域団体商標以外にも、神奈川県三崎朝市協同組合が手掛けた共同開発商品は「三浦ブランド」として認定を受けており、静岡市のこだわりの味協同組合の商品は「自然の味そのまんま」、「自然の恵そのまんま」が独自ブランドとして認知されている。

このように、組合、グループの独自製品をブランド化することで、法的権利により

地域資源を保護することができるとともに、認知度向上やイメージアップへの大きなツールとすることが可能となる。

☆「地域団体商標制度」とは

近年、特色ある地域づくりの一環として、地域の特産品等を他地域のものとの差別化を図るため、地域名と商品名からなる商標等での地域ブランド作りが各地で見られる。しかしながら、従来の商標法では、このような地域名と商品名からなる商標は、商標としての識別力を有しない、特定の者の独占になじまないなどの理由により、一部の場合を除き、商標登録を受けることはできなかった。

このような地域名と商品名からなる商標の登録による地域ブランドの育成を目的とした「商標法の一部を改正する法律」が平成一八年に施行されて、「地域団体商標制度」がスタート。昨年六月末までに、全国で九九二件の出願が行われ、四七八件が登録査定されている。

この地域団体商標とは、地域の名称及び商品（役務）の名称などからなる商標について、一定の範囲で周知となった場合には、事業協同組合などの団体による地域団体商標の登録を認める制度である。

地域団体商標Ⅱ「地域名＋商品（サービス）名」

例 Ⅱ 遠州灘＋天然とらふぐ

③地域資源を活用するメリット

組合やグループが、地域資源を活用して地域全体を巻き込んだ取り組みを行うことで活性化が図られる。その効果・メリットは次の通りである。

1. 地元の特産品・農林水産品・工芸品などの独自の資源を活用することで、地域の産業が活性化される。
2. 地域の産業が発展することで、地域のイメージが向上する。
3. 地元のみで生産・使用されていた（認知度が低い）資源を、有効に活用できる。
4. 地域の中でネットワークが形成される。
5. 地域で新たな雇用の場が創出される。

④地域資源活用には

ネットワークづくりが重要

資金や人材、設備など経営資源に限りがある組合・グループにとって、地域資源を全国に向けてPRしていくことは非常に困難である。調査結果でも、現在の運営・経営上の課題について「資金不足」、「従業員の高齢化」、「人材不足」などが三割を超えている（三ページ 図表⑦参照）。また、地域資源活用の課題として「販売促進活動が不十分」、「商品の大量生産が難しい」、「売上が伸びない」などが上位回答となっている（四ページ 図表⑩参照）。このように、組合・グループが単独の経営資源において、上記の課題をクリアしていくことは難しい。静岡漆器工業協同組合では、酒造組合とのコラボレーションにより、新商品としての

酒盃の開発に成功。その酒盃が、さまざまなコンクールで賞を受賞したことで認知度が高まり、現在では当組合の主力商品となっている。

この例から見ても、組合・グループが地域資源の認知度向上を図るためには、行政や他の組合・グループと連携することでネットワークを築き、互いに補完し合って地域資源活用に取り組みることが重要になっている。

⑤支援機関との連携及び活用状況について

前項で述べたように、他団体などとの連携が求められているものの、アンケート結果では、地域資源を活用した取り組みを行うにあたり、「外部機関と「連携している」と回答した組合・グループが「連携していない」を下回った（五ページ 図表⑫）。また、連携している外部機関は支援機関との回答が五割近くあった（五ページ 図表⑬）。

タオル製造業者で組織する愛媛県今治市の協同組合菱花では、組合設立に関する申請書の作成や補助金申請にかかる事務手続きの支援を受けることで、書類作成にかかる手間や時間を大幅に短縮できた。また、愛媛県中小企業団体中央会の支援を受け、新連携制度などに取り組んだことで、新たな販路開拓につながっている。

また、九ページの事例にある伊豆市の企業組合竹の子かあさんでは、静岡県中小企業団体中央会の助成事業を活用し、補助金や店舗改装のアドバイスを受けた。中央会

担当者や専門家から商品の陳列方法など多岐にわたる支援を受けたことで、運営する店舗の来店客数が倍増している。

このように、経営資源に限りがある組合・グループにおいては、支援機関との連携が欠かせない。また、支援機関と連携していない組合・グループが五割近くいることから、支援機関も制度の活用に関する情報の提供や意欲向上への取り組みが必要となっている。

②地域資源を活用した取り組みに対する

中央会の役割

地域資源を活用することは、組合・グループにとって、新たなビジネスチャンスとなることはもとより、地域活性化につながり、地域のイメージアップにも大きく貢献することとなる。このような取り組みをより活性化させるためには、調査結果を考慮すると、新商品の開発と販路開拓における支援の強化が特に必要である。

①新商品開発への支援

・新たな地域資源の発掘

調査の回答では、組合・グループにおいて独自の技術や製品などを「持っていない」が四七三％（三ページ 図表⑥参照）となるなど、地域に眠っている地域資源の発掘が必要と思われる組合・グループが少なくない。地域に昔から根付いている資源については、地域だけでは気付かないものが多く存在する。新たな地域資源の発掘には、中

中央会が行政や他の支援機関と協力しながら地域外からの目線で支援することが必要である。

・地域資源に付加価値を加えた商品開発

新商品の開発については、一次産品のよりに加工することなく地域資源として認められている商品であっても、加工を加えたり、他の資源とのコラボレーションを行うなど、視点を変えることも必要である。そのためには、中央会が様々な組合・グループの活動内容や成功事例などの情報を提供するとともに、産学官連携や農商工連携を提案するなどの取り組みを進めていく。

② 販路開拓への支援

・展示会などのイベントへの出展支援

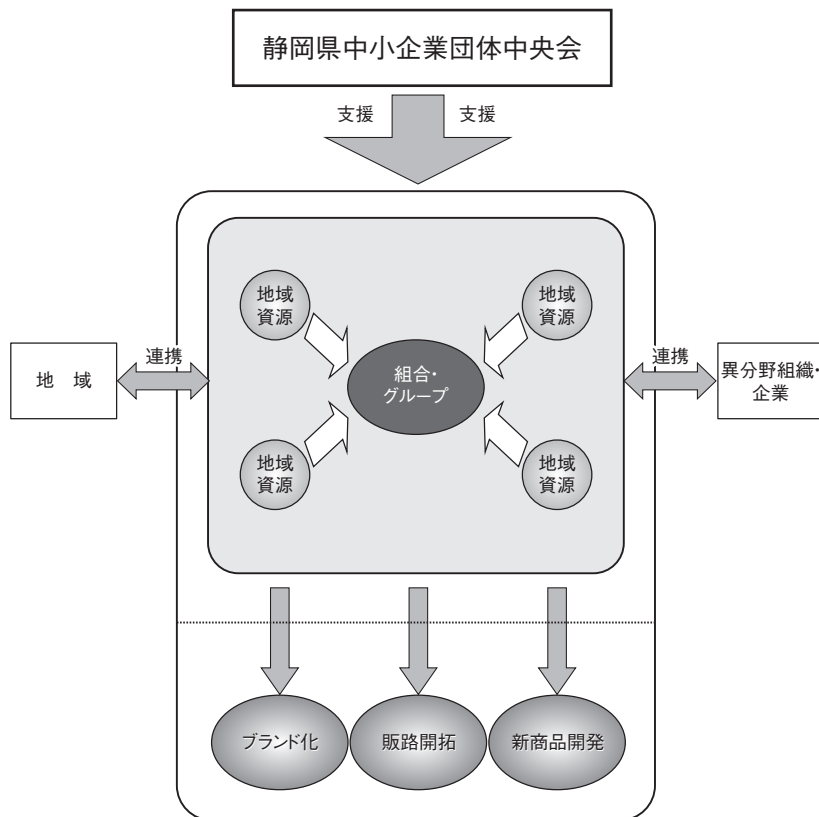
今回の調査において、支援機関に期待することとして「販路開拓」が四八二%と最も高くなっている（五ページ 図表⑭参照）。独自の製品や技術を持っていながら、知名度が低いものは数多くある。それらを広めていくには、展示会やビジネスマッチングなどのイベントへ参加することで、積極的にPRしていくことが必要である。

組合・グループが、単独での開催は困難なことも多く、支援機関や行政などが主催するイベントへ参加し、独自製品をPRすることで、異業種との交流や新規取引先の開拓につなげていくことが重要となる。そのため、展示会やビジネスマッチングの開催に関する情報を中央会が提供する。

・組合・グループ間における連携の促進

中央会は今後も、組合・グループ間の連携を推進していく。様々な組合・グループとの技術交流会や勉強会などの開催により、横のつながりを強め、互いの持つ製品や技術を紹介し、連携促進を図ることで、シナジー効果を高め、組合・グループだけでなく、構成員にまで波及するダイナミックなネットワーク形成を図る考えである。

中央会による、地域活性化のための支援ネットワークモデル



地域資源活用は地域経済の活性化に不可欠であり、組織の設立から成長、安定など段階に合わせた支援が重要となる。きめ細やかなヒアリングや関係作りにより、組合・グループのニーズを汲み取り、それぞれに対し個別支援を行っていく。

地域資源等を活用した域内経済活性化の先進事例

企業組合竹の子かあさん

当初は、伊豆市天城地区の農家の主婦により、四季折々の地元特産物の詰め合わせの全国発送を展開。その後、道の駅「天城越え」内での店舗運営に際して法人化。特産品の販売を行っている。

■地元の農産物と手作りの加工品が大人気

- 組合では、グループ創設時より取り扱っている「竹の子かあさんの贈り物」の販売を、現在でも年2回(夏・冬)行っている。内容は、毎年少しずつ変わるものの、基本的には地元天城で収穫された農産物や、その加工品が中心である。素朴な食材ではあるが、地元農家により作られた安心・安全なものであり、近年の健康ブームも追い風となって、注目を集めている。
- 当組合が運営する「竹の子かあさんの店」における1番の売上と人気を誇る商品は、しいたけコロケ(120円)である。特徴は、天城原産の乾燥しいたけを細かく刻んで甘辛く煮込み、そのだし汁や戻し汁などを使用した、しいたけの旨みが存分に含まれた商品である。他にも、しいたけの粉を混ぜて作ったしいたけクラッカーやしいたけかりんとう、地元の特産品であるわさびを使用したわさび漬やわさび味噌など、数多くの商品を取り揃え、手軽な値段で購入できるのも当店の特徴である。

■店舗の改装で来店客が倍増

- 店舗運営を始めてから、顧客よりさまざまなアドバイスをいただくようになった。そのなかには「駐車場から見ても、何を売っている店か分からない」、「どこに何がおいてあるのかわかりにくい」、「店内が暗い」といった声が寄せられた。そこで、中央

会の助成事業を利用して店舗を改装。

- のぼりやポスターの設置をはじめ、商品の陳列方法の改善、人気商品を描いた大きな案内看板を掲げた。その結果、多くの団体ツアー客が立ち寄るようになり、来店客が倍増するなど、大きな効果をもたらした。

■新商品の開発に取り組む

- 現在、わさびみそを使用したソフトクリームや鹿肉を用いた加工品などの新商品の開発に取り組んでいる。また、地元農家と協力し、プチパールやチョコロギ、スティックセニョールなど特別な野菜を活用した商品についても研究中である。



▲多くの観光客が立ち寄る「竹の子かあさんの店」

宇和島蒲鉾協同組合

古くから豊かな漁場として知られる宇和海に面した愛媛県宇和島市において、組合員が昔ながらの製法を受け継ぎ、伝統の味を守り続けることで、「宇和島じゃこ天」のさらなる普及と知名度アップに向けた取り組みを展開している。

■地域団体商標の登録で高付加価値化と競争力を強化する

- 「宇和島じゃこ天」は、大量生産された製品との差別化により、味や品質の良さから知名度が向上。一方で同様の名称を名乗る粗悪品が出回るようになり、その対応に苦慮していた。そのような中、平成18年の地域団体商標制度発足を機に、地域ブランドアドバイザーの支援のもと、平成19年に「宇和島じゃこ天」を地域団体商標として商標登録することに成功した。これにより、粗悪品を排除するとともに、地域ブランドを活用した地場産業の高付加価値化と競争力強化に取り組むことが可能となった。
- また、商標登録に伴い「じゃこ天」のブランド化を目指し、ステッカーの作成をはじめ、「うまいぞ 宇和島じゃこ天」のシールを地元行政や企業の名刺等に貼ってもらうなど、愛媛県内で積極的な宣伝活動を行った。また、宇和島駅前には「ようこそ じゃこ天の街へ」という看板を作成したり、宇和島じゃこ天の歌を作曲し、愛媛県内の地方放送局などのメディア関係や県庁、市役所などの休憩時間に流すなど、地元での認知度向上を図っている。

■独自のガイドラインにより差別化を展開

- 愛媛県内の他地域でもじゃこ天を作る業者があり、差別化を図るため、組合では火を通してではなく、生で食べておいしいと感

じられるじゃこ天を作っている。使用する材料の配合や味付けは組合員が独自に行っており、それぞれが得意先を確保している。

- 但し、組合で「宇和島じゃこ天」と名乗れる商品は、「宇和海で獲れる小魚を主原料とし、宇和島ですり身を作り、最後まで宇和島で仕上げたものを宇和島じゃこ天とする」というガイドラインを設け、差別化を図っている。

■全国で通用する地域ブランドを目指す

- 「宇和島じゃこ天」のより一層の知名度、特に全国区で通用する地域ブランドを目指して、首都圏、関西圏などの大消費地での知名度向上に向けた取り組みを行っている。



▲「生で食べておいしい」ことが特徴の「宇和島じゃこ天」

静岡労働局からのお知らせ

★職場のトラブルでお困りの皆さまへ（総合労働相談コーナー）



職場のトラブル解決、サポートします！

雇用情勢の悪化、雇用形態の変化などに伴い、労使間のトラブルが増加しています。静岡労働局では、個々の労働者と事業主との間の労働問題のトラブル（個別労働紛争）について、未然の防止と円満・迅速な解決を図ることを目的として、『個別労働紛争解決制度』を行っています。以下の3つの解決援助サービスの制度があります。労働者、事業主どちらからでも利用できます。

1) 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談

- 解雇、雇止め、配置転換、労働条件の引下げなどの労働条件、募集・採用、いじめなど、労働問題に関するあらゆる分野についての相談について、専門の総合労働相談員が面談あるいは電話でお受けしています。（受付時間は、9：00～12：00および13：00～17：00まで、ご相談は無料です。）

名称	所在地	電話番号
静岡労働局 総合労働相談コーナー	〒420-8639 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎3階 静岡労働局企画室内	054-252-1212
浜松総合労働相談コーナー	〒430-8639 浜松市中区中央1-12-4 浜松合同庁舎8階 浜松労働基準監督署内	053-456-8148
磐田総合労働相談コーナー	〒438-8585 磐田市見付3599-6 磐田地方合同庁舎4階 磐田労働基準監督署内	0538-32-2205
島田総合労働相談コーナー	〒427-8508 島田市本通1-4677-4 島田労働総合庁舎3階 島田労働基準監督署内	0547-37-3148
静岡総合労働相談コーナー	〒420-0837 静岡市葵区日出町10-7 田中産商ビル5階 静岡労働基準監督署内	054-252-8106
富士総合労働相談コーナー	〒417-0041 富士市御幸町13-28 富士労働基準監督署内	0545-51-2255
沼津総合労働相談コーナー	〒410-0831 沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎4階 沼津労働基準監督署内	055-933-5830
三島総合労働相談コーナー	〒411-0033 三島市文教町1-3-112 三島労働総合庁舎3階 三島労働基準監督署内	055-986-9100

※なお、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する問題は、静岡労働局雇用均等室においても、相談をお受けしています。（これらの法律に基づく行政指導、紛争解決援助制度の所轄部署は雇用均等室となります）（電話 054-252-5310）

2) 労働局長による助言・指導

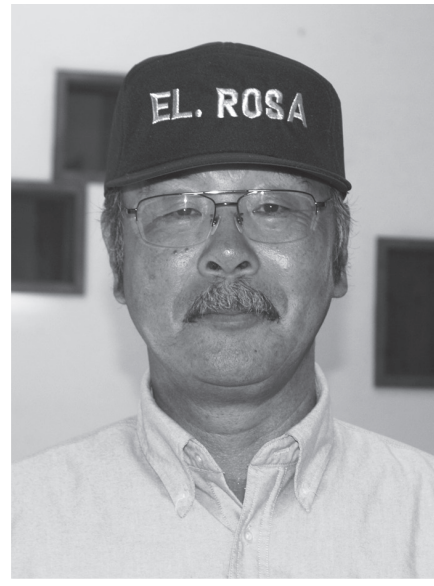
- 民事上の個別労働紛争について、労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促す制度です。法違反の是正を図るために行われる行政指導とは異なり、あくまで紛争当事者に対し、話し合いによる解決を促すものです（通常は、総合労働相談員が相手方当事者に対して、電話連絡で口頭により申出内容についての助言を行います）。（※⇒なお、法令違反の事実がある場合には、法令等に基づいて、指導権限を持つ行政機関が、それぞれ行政指導等を実施することとなります）

3) 紛争調整委員会によるあっせん

- 公平・中立な第三者として、弁護士や社会保険労務士などの労働問題の専門家により組織された『紛争調整委員会』が、紛争解決に向けて、『あっせん』（=紛争当事者の間に、紛争調整委員会の委員から指名されたあっせん委員が入り、紛争解決に向けて、双方の主張を確かめ、調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争解決を図る制度です）を実施します。非公開、迅速、簡単、利用も無料の制度です。

いずれの制度も各総合労働相談コーナーで受付けております。お気軽にご相談ください。
詳しくは、総合労働相談コーナーにあるパンフレット、静岡労働局HPなどをご参照ください。

お問い合わせ先：静岡労働局 総務部 企画室 054-254-6320



ノウハウを集約し “癒しのエリア”を形成 地域の応援団として 町おこしに奮闘する

企業組合柿田川ナチュラル・ビレッジ
杉山博一 理事長

駿馬 東郡清水町の清流・柿田川近くに、平成一六年にオープンした“ナチュラル・ビレッジ”。バラ園を核として五店舗が集積する郊外型モールである。

自然・共生・健康・手作り・文化をテーマに掲げ、各店舗がこだわりを持った商品やサービスを提供。今年二月、共同で新しい事業分野に挑戦するため、企業組合として新たなスタートを切った。

「長年にわたる活動を踏まえて、メンバーのノウハウを集約させた商品の開発やサービスの提供を展開しようとの結論に達し、法人化に踏み切りました」。

持ち前の行動力と統率力で組織を束ねてきたリーダーは振り返る。

組合設立直後、フルーツやたまねぎといった地元の特産品を材料に、柿田川の名水で煮込んだ「柿田川湧水カレー」を完成。組合敷地内での店舗販売をはじめ、近隣各地で行われるイベント会場での移動販売を展開している。

「われわれの組合が町おこしを担う役目を果たしていきたいと考えています。湧水カレーはその第一弾。三島市の中心街への出店も検討中しているところですよ」。

将来的には授産施設などもタイアップし、知的障害者の方々と一緒に根菜類を栽培、材料としたカレー

を販売することで、就労の場となれどと考えている。

「組合員が取り扱う緑、バラ、食、ペットを活用した“癒しのエリア”がナチュラル・ビレッジです。今回の法人化により、長年温めてきた構想をようやく実現する運びとなりました。これからもより多くの方と関わっていくことで、地域に貢献していきたいと思っています」。

今後は組合の施設を活用して、クリスマスやハロウィンなど四季折々のイベントやカルチャー教室をはじめ、地元の農業者との連携による収穫祭の開催も計画している。

さらには、体験型観光事業として、会員制による農作業体験を年間通して実施。農業への理解を深めてもらう考えだ。

「自分が企画したことを成功させることが楽しみ。チャレンジ精神は人一倍旺盛です」。

昭和五三年、父親から受け継いだ農地にバラ園を開設した。

「大学の農学部に進み、卒論でバラを研究したのがきっかけです。もともとバラを育てることは好きでした。それを仕事にしているということを大変幸せに感じます」。

大学時代、応援団に所属。現在、清水町観光協会長も務める。

「生まれ育った地域の応援団として、町おこしに奮闘の毎日です」。



災害図上訓練で防災意識を高める

静岡市ホテル旅館協同組合

静岡市ホテル旅館協同組合（竹内輝理事長）では、夏の繁忙期を前に防災意識を高めようと、組合員を対象とした防災セミナーを静岡市の静岡県地震防災センターで開催した。

はじめに同センターインストラクターの片井賢一氏を講師に、発災時宿泊施設における防災対策について、東日本大震災の記録映像を交えて研修。参加者は各自持参した施設の平面図で注意箇所を確認した。

▼図上での訓練により発災時の対応策を話し合った



片井氏は、「宿泊客の安全を図るには常に最悪の状況を想定し、施設内の防災対策をとることが大切」と強調した。

このあと参加者は、所在地別に海岸近く、市街地、山間部の三班に分かれ、地図を囲み手作業で災害時の対応策を考えていく災害図上訓練（DIG）を行い、避難経路などを確認した。

参加者の一人は「実際に図上で作業してみることで、細かなところまで目を配る必要性を改めて実感した」と感想を話した。

竹内理事長は、「三年前の静岡沖地震もこの時期に発生しており、このタイミングで図上訓練を行いたいと考えていた。地震による被害想定は変化していくので、こうした訓練を今後も継続していく」と述べた。なお組合では災害発生時における支援策等について、静岡市と協議し進める予定である。

掛川茶の魅力を再発見ウォーキング大会を開催

掛川茶商協同組合

掛川市内の製茶業者らで組織する掛川茶商協同組合（中根福次理事長）による「掛川茶ウォーキング大会」が好評を得ている。

この大会は、全国に名高い掛川茶の産地を多くの方に歩いて知ってもらおうと開催しているもの。

この春の大会には掛川市内をはじめ、県下各地から、親子連れやウォーキング愛好者など一四〇人余りが参加した。

参加者は、掛川城近くの掛川観光物産センター「こだわりっば」をスタート地点に、掛川市北部の茶畑や製茶工場を巡り、再びこだわりっばに戻る約一五kmのコースをそれぞれのペースで踏破。目の前に広がる自然の景色を楽しみながら、心地よい汗を流した。

また組合では途中の製茶工場にお休み処を設置。参加者に煎茶が作られる様子を披露するとともに、組合員が掛川茶を振る舞うなど、多くの参加者が茶文化の一端を堪能した。

中根理事長は、

「初めての試みであったが、予想を超える多くの方々に参加いただいた。グリーンツーリズム効果によるお茶と健康の関わりが見直されたのではないか。茶畑や製茶工場といった地域資源の活用も好評で、掛川茶の魅力を感じていただく良い機会となった」と効果を語った。

組合では、一月に行われる「全国お茶まつり静岡大会IN掛川」に合わせて、ウォーキング大会を開催する予定である。



▲多くの方が茶どころの風景を楽しんだウォーキング大会

木を知り、匠の技に触れる 静岡大工祭り開催

静岡大工建築業協同組合

静岡大工建築業協同組合（長田喜一理事長）が主催する「静岡大工祭り・第一四回親子ふれあいフェスティバル」が八月五日、静岡市葵区の青葉イベント広場で行われ、親子連れなど約六五〇人で賑わった。

このイベントは、静岡市の大工・建築業者で組織する同組合が、大工技能を広く一般に紹介するとともに、木の優れた点や森林の大切さを知ってもらい、木造住宅の振



▲静岡市産の木材を用いて上棟式を準備した(写真上)
真剣な手つきで木工工作にチャレンジ(写真下)

興・発展を図ろうと、平成一年に始めたもので、子どもの夏休みにあわせ毎年開催。

当日は、大工職人の指導を受けて小型椅子や木製のパズルをつくる木工教室や木造住宅の建前（上棟式）の実演、さらに左官や建具、板金、畳など家づくりに関する幅広い業種の職人らによる実演や体験販売コーナーなどを通じて、来場者は「匠の技」に触れた。組合では、

「夏休みの親子イベントとしてすっかり定着し、毎年、楽しみにしている子どもも多い。木に親し

中小機構高田理事長が来会 本会役員と中小企業支援について懇談

静岡県中央会

今年七月に初の公募で民間から中小企業基盤整備機構（中小機構）のトップに就任した高田坦史（ひろし）理事長が八月一日に来静。本会を訪れ、佐野光治会長、山内致雄副会長ら幹部と懇談した。

席上本会から、県下中小企業の景況をはじめ、県内における高度化事業を活用した集団化事例や組合の共同施設について説明した。

その中で佐野会長は

「国内市場の縮小が予想されるなか、中小企業にとっても海外への展開は避けて通れない。しかし、人材面、資金面など様々な要因から対応を躊躇している企業もある。こうした点を含めて、中小企業施策のさらなる拡充をお願いしたい」と要望した。

これに対し高田理事長は、「中小企業が元気になるには、海外に市場を求めていくこと。中

み、職人の技を知ってもらおう重要な場として、よりいっそう充実させていきたい」と語った。

小企業の海外展開に対しても、中小機構としてより一層の支援を図りたい」と意欲を示した。

高田理事長は静岡市出身の六五歳。神戸大学卒業後、昭和四四年トヨタ自動車に入社。同社宣伝部長、専務取締役などを経て平成二二年からはトヨタモーターセールス&マーケティング社長を務めた。



▲中小企業支援への意欲を語る高田理事長



平成24年度
**中小企業組合
 検定試験**

**検定試験を受けて
 組合士になろう!**

**JUST TRY
 2012 12.2**
 < SUN >

1 組合 1 組合士
 組合のあしたを拓く組合士



■ 受験資格

特になし
 (ただし、組合士として認定されるには
 組合等での実務経験が必要です。)

■ 試験科目

● 組合会計 ● 組合制度 ● 組合運営

■ 試験日

平成24年12月2日(日)

■ 試験地

札幌、青森、仙台、秋田、郡山、さいたま、
 東京、長野、静岡、名古屋、大阪、
 松江、岡山、広島、山口、高松、福岡、
 長崎、大分、宮崎、那覇

■ 願書受付期間

平成24年9月3日(月)~10月15日(月)

■ 受験料

5,000円
 (一部科目免除者は3,000円)

■ その他

お申し込み方法など詳しいことは、最寄りの
 都道府県中小企業団体中央会にお問い合わせ
 下さい。

■ お問い合わせ先

都道府県中小企業団体中央会
 全国中小企業団体中央会
 TEL.03-3523-4905
<http://www.chuokai.or.jp>

主催 / 全国中小企業団体中央会 後援 / 中小企業庁 協力 / 都道府県中小企業団体中央会

◇労働問題の相談は、最寄りの県民生活センターへ

静岡県では、県民生活センター等の県下4か所に労働相談窓口を設け、労働に関する問題について労使双方から幅広く相談に応じています（面接・電話・電子メール）。

相談窓口	住 所	受付時間等
賀茂県民 相談室	〒415-0016 下田市中531-1 下田総合庁舎2階	・窓口受付時間／ 9：00～12：00及び 13：00～16：00 ・土、日、国民の祝日等休日、 年末年始（12月29日～ 1月3日）はお休みです。
東部県民 生活センター	〒410-0801 沼津市大手町1-1-3 沼津商連会館ビル2階	
中部県民 生活センター	〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3階	
西部県民 生活センター	〒430-0933 浜松市中区鍛冶町100-1 ザザシティ浜松中央館5階	

☆相談内容

労働条件に関すること	解雇、賃金不払、退職金、労働時間など
雇用に関すること	定年制、退職強要、配置転換など
勤労者福祉に関すること	労働保険、退職金共済制度、福利厚生など
労働組合に関すること	労働組合の結成、活動、労働協約、不当労働行為など
その他	職業能力開発、職場の人間関係など

☆面接相談

県内4ヵ所の相談窓口で、社会保険労務士の資格を持った専門の労働相談員等が相談に応じます。（賀茂県民相談室は担当職員が相談に応じます。）

相談を円滑に行うため、相談に関係する書類があればお持ちください。

☆電話相談

電話による相談は、通話料着信者払いサービスのフリーアクセス

0120-9-39610（サンキューロードー） をご利用ください。

東部、中部、西部のうち最寄りのセンターにて電話を受け付けます。

なお、携帯電話、IP電話等からはフリーアクセスの電話が利用できませんので、

（賀茂）0558-24-2206、（東部）055-951-9144、（中部）054-286-3208、（西部）053-452-0144のいずれか最寄りのセンターまでおかけください。

☆その他

弁護士労働相談、メール労働相談、個別的労使紛争のあっせんも行っております。お気軽に御連絡ください。

(平成24年7月の情報連絡員月次景況調査より)

静岡県中央会に設置されている情報連絡員〔協同組合等の役職員87名に委嘱〕による毎月の景況調査の概要です。

業界の声 対象17業種より抜粋

● 製造業

- ・ 7月中旬まで中元需要で動いていた。(食料品)
- ・ 状況変わらず。製品単価は若干の値上げはあるものの魚価を考えるとまだまだ。(食料品)
- ・ 厳しい状況が続く。1日の操業のやり繰りに支障が出ている。来月も厳しい状況を予想。(繊維工業)
- ・ 7月の景況は、例年になく売上の落込み有り。しかし年末商戦を考慮すると製品化して積み増ししておかなければならず苦しい局面である。(木材・木製品)
- ・ 再生紙メーカーは電気料・燃料費のコスト増もあり、値上げ交渉をしているが目標価格まで届かず足踏み状況となっている。しかし一方で原料となる古紙が値下げになる見込み。(紙・紙加工品)
- ・ 車の海外での現地生産拡大を受け受注は堅調推移するも、円高等各種要因により採算は厳しさを増している。また、納入場所が海外各所に分散するため、人繰りに苦慮、人材不足が課題になっている。(一般機器)
- ・ 梅雨明け以降、猛暑の影響でエアコンの販売において、7月後半は増加したが、7月中旬までは比較的凌ぎやすい夏であったため、7月トータルとしては昨年並みにとどまった。(一般機器)
- ・ 相変わらず円高が続く輸出業は、厳しい時代が続いている。自動車業界においても「エコカー補助金」が終了となり、

今後の業況の先行きが懸念される。(輸送用機器)

- ・ 相変わらず低迷している。前月と同じ傾向が続いている。(漆器製造業)

● 非製造業

- ・ 公共工事関係は前年実績を下回り、民間工事関係も低調に推移。7月出荷は前年実績を下回った。(セメント卸売業)
- ・ 猛暑により、白物商品の動きが活発。特にエアコンが7月中旬から急激に増加。買い替え需要が多い。節電で注目を集めている太陽光発電が好調。(機械器具小売業)
- ・ 商店街恒例の七夕夜市が開催され、目玉の福引に客が大勢集まった。(各種商品小売業)
- ・ 天候の関係もあるが、アパレル業界・飲食店が苦戦中。また、以前と比較し商圏も狭くなっている。(各種商品小売業)
- ・ 不動産業界を去る者が目立つ。(不動産取引業)
- ・ 組合受注における7月のイベントとして沼津魚祭り・花火大会が予定通り開催され警備も無事終了した。(警備業)
- ・ 建設工事の発注状況は、官・民とも昨年並みで推移。(総合工事業)
- ・ 梅雨明け後は、夏物商品を中心に若干荷動きが改善しているが、全体的には忙しくない。(運輸業)
- ・ 毎年7月後半に各製紙会社の排水路点検により、輸送量が減少することが多かったが、本年はそうではなかった。(運輸業)

“組合 絆 ルネサンス”

～連携による新たな組合活動の開拓～

—国際協同組合年 第58回中小企業団体静岡県大会—

開催日 ▶ 平成24年10月11日(木) 13時30分開会

会場 ▶ しずぎんホール「ユーフォニア」

静岡市葵区追手町1-13 アゴラ静岡8階(静岡銀行 呉服町支店ビル) TEL.054-250-8777

参加費 ▶ 3,000円(資料代等を含みます)

プログラム ▶ ●表彰式典

静岡県の産業振興に尽くされた方々並びに組合の多大な功績を称えます。

静岡県知事表彰・褒賞、静岡県中小企業団体中央会会長表彰

●中小企業団体静岡県大会

【パネルディスカッション】

「連携による新たな組合活動の開拓」

パネラー：本場さぬぎうどん協同組合(香川県)

東海事業協同組合(浜松市)

福井県中小企業団体青年中央会

コーディネーター：全国中小企業団体中央会

静岡県中小企業団体中央会

代表理事 大峯 茂樹氏

代表理事 増田 弘憲氏

直前会長 寺本 光宏氏

専務理事 眞鍋 隆氏

専務理事 村田 雄示

【大会決議】

【主催】静岡県中小企業団体中央会 【後援】静岡県/静岡市長会/静岡県町村会

【協賛】静岡県中小企業団体職員協会/静岡県中小企業組合士会/静岡県青年中央会/静岡県中小企業団体レディース中央会

景況ウォッチ

組合活性化情報

前月と比べ、 製造業、非製造業とも改善する傾向に

概況

- 7月の前年同月比のDI値は、「売上高」「販売価格」「取引条件」「収益状況」「資金繰り」「雇用人員」「業界の景況」の7項目において改善した。
- 製造業では、前月との比較で「売上高」「販売価格」「取引条件」「収益状況」「業界の景況」の5項目において改善した。
- 非製造業では、前月との比較で8項目全てにおいて改善した。

DI値の推移 ※DI値 = [(増加・好転組合数 - 減少・悪化組合数) / 対象組合数] × 100

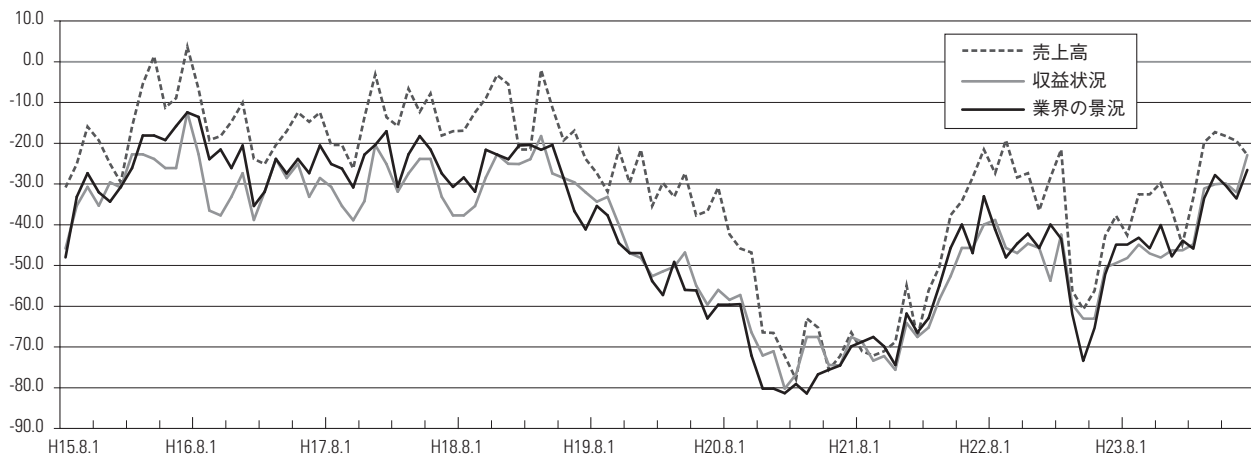
	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人数	業界の景況
H24.07	-23.0	-4.9	-10.3	-15.0	-23.0	-20.7	-17.9	-12.7	-26.5
DI値	☂	☀	↗	↗	☂	☂	↗	↗	☂
H24.06	-49.4	-4.9	-23.0	-28.8	-54.0	-32.2	-12.8	-14.9	-59.8
H24.06→H24.07	26.4↑	±0→	12.7↑	13.8↑	31.0↑	11.5↑	-5.1↓	2.2↑	33.3↑

+0.1以上…☀ ±0.0~-10.0…☁ -10.1~-20.0…↗ -20.1~-…☂ なお、「在庫数量」のみマイナス値が大きいほど好転を示している。

売上高-23.0（6月-49.4）、収益状況-23.0（同-54.0）、業界の景況-26.5（同-59.8）となった。「収益状況」「売上高」「業界の景況」の主要3指標について改善した。

その他の項目は在庫数量-4.9（同-4.9）、販売価格-10.3（同-23.0）、取引条件-15.0（同-28.8）、資金繰り-20.7（同-32.2）、設備操業度-17.9（同-12.8）、雇用人員-12.7（同-14.9）となり4項目において改善した。

主要三指標DI値推移（過去10年間）



安い授業料！ 高い就職率！ 充実の設備！
 年間118,800円 平成23年度修了生実績 98.9% 実習用機器は一人一台

テクノカレッジ (静岡県立技術専門校)

平成25年4月入校生募集!

沼津テクノカレッジ (県立沼津技術専門校) 2年制



コンピューターによる設計・加工・自動制御・情報システム構築など最新技術を身につけ、生産現場のリーダーや情報化時代をリードする技術者を育成しています。



機械技術科 (20人)

情報技術科 (20人)

電子技術科 (20人)

〒410-0022 沼津市大岡 4044-24 TEL 055(925)1071 URL <http://www.numazu-vtc.ac.jp/>

清水テクノカレッジ (県立清水技術専門校) 2年制



汎用工作機械など確かな技術を持つ生産現場のリーダーや、人々が安全で快適に生活するために欠かすことのできないライフラインや住環境を整備する電気工事・管工事などで活躍する技術者を育成しています。



機械技術科 (20人)

電気技術科 (20人)

設備技術科 (20人)

〒424-0881 静岡市清水区楠 160 TEL 054(345)2032 URL <http://www.shimizu-tc.ac.jp/>

浜松テクノカレッジ (県立浜松技術専門校) 1年制



製造品出荷額全国第3位の本県のものづくりを支える県西部地区で、機械操作や手仕上げ作業に習熟した生産現場のリーダーや、木造建築に優れた技能を発揮できる若手技術者を育成しています。



機械技術科 (20人)

建築科 (20人)

機械技術科 10月コースも下記日程で募集・選考

〒435-0056 浜松市東区小池町 2444-1 TEL 053(462)5602 URL <http://www.hamamatsu-tech.ac.jp/>

○年間授業料 **118,800円**
 入校検定料 2,200円 入学金 5,650円
 などが別途必要になります。

○応募は各テクノカレッジで受け付けます。詳細は各テクノカレッジにお電話いただくか、各校のホームページをご覧ください。

第1期募集選考	募集期間	試験日
清水テクノカレッジ 浜松テクノカレッジ	9月7日(金)まで	9月14日(金)
沼津テクノカレッジ	9月12日(水)まで	9月20日(木)

※1期以降も4期まで募集選考を行います。

中央会封筒の裏面に広告を掲載しませんか！

中央会では、平成25年度に使用する封筒の裏面を活用した組合や企業等の広告を募集します。封筒は、文書発送時や会議開催時に使用され、組合関係者のみならず、企業、行政機関、金融機関等の手元に届きます。この機会にぜひご活用ください！！

■広告掲載する封筒の種類と掲載場所

- ①中央会封筒の裏面
封筒サイズ：332mm（縦）×240mm（横）
A4サイズの書類が入る大きさ。文書発送時、会議開催時に使用
- ②「中小企業静岡」発送用封筒の裏面
封筒サイズ：311mm（縦）×228mm（横）
毎月発行される「中小企業静岡」等の発送用として使用



■規格・広告掲載料

項目	中央会封筒	「中小企業静岡」発送用封筒
1枚サイズ	120mm（縦）×110mm（横）	110mm（縦）×100mm（横）
印刷色	1色（濃紺） ※封筒は淡いブルー	1色（紺・特色） ※封筒はサーモンピンク
掲載料	1枚につき60,000円（税込）	1枚につき50,000円（税込）
掲載期間	1年間（4月1日～翌年3月31日）	

※掲載料に版下作成費は含みません。
版下原稿は、広告主様のご負担にて完全原稿でご提出いただくこととなります。

■お申込み・お問い合わせ等

所定の申込用紙にてお申し込みいただくこととなりますので、まずは、下記までご連絡ください。詳細な掲載要領や申込用紙などをお送りします。

◎静岡県中小企業団体中央会 総務課（TEL：054-254-1511）
広告掲載申込み期間：平成24年8月下旬～平成24年10月31日

第8条 「差別的取扱いの禁止」

1. 事業主は、職務の内容、退職までの長期的な人材活用の仕組みや運用などが通常の労働者と同一のパートタイム労働者であって、期間の定めのない労働契約を締結している者については、パートタイム労働者であることを理由として、その待遇について、差別的扱いをしてはならない。

2. 1の期間の定めのない労働契約には、反復更新によって期間の定めのない労働契約と同視することが社会通念上相当と認められる有期契約を含むものとする。

第9条 「賃金の決定方法」

1. 事業主は、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用するパートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力又は経験などを勘案し、その賃金（基本給、賞与、役付手当など）を決定するように努めるものとする。

2. 事業主は、職務の内容、人材活用の仕組みや運用などが通常の労働者と同一のパートタイム労働者については、その同一である一定の期間は、その通常の労働者と同一の方法により賃金を決定するように努めるものとする。

※●第8条は、通常の労働者と同視できるパートタイム労働者に対して、すべての待遇について差別的な取り扱いを禁止し、第9条は、通常の労働者とパートタイム労働者の職務の内容や成果等を勘案し、正社員と均衡がとれた賃金決定に努めることを事業主に求めています。「職務分析」は職務の内容が同じかどうかを判断するためには重要なプロセスであり、「職務評価」は正社員との均衡を図るために有用な手段です。

お問い合わせ先

静岡労働局雇用均等室

〒420-8639

静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階

TEL：054-252-5310 FAX：054-252-8216

申込必要事項 事業所名・ご担当者（お役職）

郵便番号／住所・TEL／FAX

ご希望等 コンサルティングを希望

コンサルティングの説明希望

その他

平成24年度 中小企業次世代育成支援取組促進事業

無料 アドバイザー派遣事業のご案内

中小企業も「一般事業主行動計画」を作りましょう！

静岡県中小企業団体中央会では、静岡県から委託を受けて、「一般事業主行動計画」*1の策定、両立支援制度の導入、人事・労務管理全般に関して、アドバイザー（社会保険労務士）の派遣による個別相談（無料）を実施しております。（派遣対象は労働者100人以下の中小企業とさせていただきます。）

仕事と家庭との両立支援に関する助成金の多くは、「一般事業主行動計画」の策定が支給要件となっております。「一般事業主行動計画」の策定をご希望の事業所は、下記にお問い合わせ下さい。

※1「一般事業主行動計画」は「次世代育成支援対策推進法」（平成15年制定・平成17年4月施行）に規定されるもので、「仕事と家庭の両立を図る雇用環境の整備」に通じる取り組みについて企業が策定する計画です。

現在、「一般事業主行動計画」の策定は、従業員数101人以上の企業は義務化されており、100人以下の企業は努力義務となっております。

お問い合わせ先・お申し込み

静岡県中小企業団体中央会 労働対策課 菊池

〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1

TEL：054-254-1511 FAX：054-255-0673

申込必要事項 企業名・ご担当者（役職／氏名）

郵便番号・住所・TEL／FAX・従業員数

ワーク・ライフ・バランスに係る助成金

ワーク・ライフ・バランスに関する労働局の助成金の申請にあたっては、一般事業主行動計画の策定、届出が条件となっております。

1 中小企業両立支援助成金

- ①代替要員確保コース ※1
- ②休業中能力アップコース ※1
- ③中小企業子育て支援助成金 ※2
- ④継続就業支援コース ※2

※1（対象：従業員300人以下の事業所）

※2（対象：従業員100人以下の事業所）

2 両立支援助成金

- ①子育て期短時間勤務支援助成金
- ②事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

お問い合わせ先

静岡労働局雇用均等室 TEL：054-252-5310



地域中小企業の人材確保・定着支援事業 登録企業の募集！

大学・短大等と連携して実施する本事業の情報を メール配信します！

- 静岡県中小企業団体中央会では、人材確保に対応するため、地域の大学と連携して、大学生、短大生等の採用の円滑化を図るため、登録企業の募集をしています。
- 登録企業には、本会が大学・短大と連携して実施する、企業説明会・面接会・企業見学会・インターンシップ、各種セミナーなどの情報をメール配信いたします。
- 配信した情報の中から“参加したい”メニューを選んで参加申込をすることができます。
- 大学生・短大生等の採用活動に役立つ情報をキャッチできます。

登録料・参加費は無料です。

【連携大学】 静岡大学・静岡県立大学・静岡英和学院大学・短期大学部・静岡産業大学・静岡理工科大学・常葉学園短期大学（順不同）

- 対象企業** 大学生、短大生を採用する意欲のある県内中小企業等
- 登録方法** 中央会ホームページから申込みをお願いします。
<http://www.siz-sba.or.jp/guide/jinzai.html>
- 申込み・お問い合わせ先**
静岡県中小企業団体中央会 労働対策課
〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1
TEL：054-254-1511 FAX：054-255-0673
E-mail：jinzai@siz-sba.or.jp

地域中小企業の人材確保・定着支援事業の概要

県内中小企業と大学生等との“顔の見える関係”構築を通じた中小企業の安定的な人材の確保・定着を目指します。

■大学生等に対する情報発信、企業PR

経営者による出前講座、若手社員による企業PR、企業見学会の開催、企業説明会（ガイダンス）の開催、インターンシップの実施など

■大学生と中小企業のマッチング

就職指導担当者への説明会、企業面接会の開催個別マッチングなど

■採用後の人材育成・定着支援

新入社員セミナー・若手社員職場定着支援セミナー、企業管理者向けセミナーの開催（企業管理者向け）など

※本事業は経済産業省中小企業庁の補助金を受け、静岡県中小企業団体中央会が実施しています。

パート社員の職務分析・職務評価

「雇用均等コンサルタント」が導入の支援をいたします。

- ・パートは大事な戦力。パート社員の活力で会社を活性化したい。
- ・辞めていく優秀なパート社員がいる。
- ・パート社員の職務評価や賃金制度を検討したい。



無料コンサルティング

職務分析・職務評価導入支援コンサルティングをご活用ください！

- メリット1** パート社員と正社員の職務が同じか、異なるかを明確にできます
- メリット2** 職務の内容に応じた待遇か、パート社員と正社員でバランスが取れているかを確認することができます
- メリット3** 正社員とパート社員との職務の違いをわかりやすく説明でき、待遇への納得性を高めることができます
- メリット4** パート社員が納得して働き、能力を発揮するようになり、会社の活性化につながります

職務分析とは＝職務の内容を明確にすること

STEP①情報の収集

STEP②情報の整理

- メリット5** 出来上がった「職務説明書」はパート社員の選考・採用のために活用することができます

職務評価とは＝職務の大きさを（他の職務と比べて）明確にすること

- メリット6** 職務評価の結果をもとに職務評価制度や賃金制度などの検討に活用することができます

法律はどうなっているの？

- パートタイム労働法より（抜粋）●

第2条 「パートタイム労働者の定義」

1. この法律において「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者（当該事業所に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に雇用される労働者）にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い労働者をいう。

くみあひ 百景

川根自動車整備協業組合

リーダーとして 地域の整備業者を牽引する

地域に根ざした 車検整備事業を展開

昭和四十二年七月、中小企業団体の組織に関する法律の改正により、協業組合制度が創設された。この制度を活用して比較的多くの組合が設立されたのが自動車整備業界で、過去一六組合の設立があった。

一方、平成一二年三月の組合法の改正で組合から会社に移行が可能になったことから、これまでに五組合が移行している。

今回は、協業組合を堅持し、地域に根ざして車検整備事業を展開している川根自動車整備協業組合を訪ね、役員の方々から話を伺った。

効率化を目指して 協業組合を設立

はじめに自動車整備業界特有の事情について、河畑理事、勝下理事から説明を受けた。

自動車整備業の仕事は大別すると、一般修理、一点検、車検整備の三つが主な業務。また、整備工場は、認証工場と指定工場に分かれ、組合に所属する事業者の殆どは認証工場である。

認証工場は、設備や整備士等の規模により、自社工場で車検整備した上でその車両を沼津・静岡・浜松各市にある自動車検査場まで持込み、車両検査を受けなければならない。一台の検査に丸一日時間を費やすため、遠方の事業者にとつては大きな負担であった。また、認証工場では車検申請に人手をとられ、売上を左右する整備業務や車両販売業務への労務配分が犠牲となり、非効率な整備・販売体質が慢性化していた。

住所／〒428-0314 設立／昭和46年12月16日
棟原郡川根本町下長尾309 TEL／0547-56-0297
理事長／松下 浩
組合員／7人



▲組合の共同工場

そこで、認証工場の事業者は車検整備を事業として、共同指定工場の取得を目指し次々と協業組合を設立。組合の事業となる車検整備は組合員工場で実施できない制約を受けるが、それでも整備・販売効率が重要として、昭和四六年

に川根地区の同業者一〇社で組合を設立。翌年、高度化資金を活用した共同工場が完成した。

環境変化に サービス力の向上で対応

大井川の上中流域にある川根地域の公共交通機関は大井川鉄道のみ。住民の移動手段は車が中心で、加えて地域ならではの事情も。

「各家庭には必ずと言ってよいほど畑があり、農作業用の軽トラックは必須。だから運転免許保有人数に一台足した数の車がある」と柳原副理事長は語る。

土地柄、組合員とのユーザーと結びつきも強く、組合で扱う車検整備台数も順調に推移してきた。



▲最新鋭機器を活用し入念に整備する



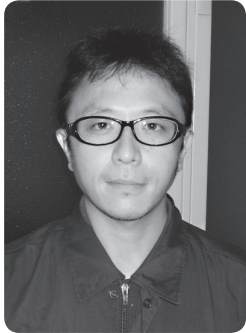
オリンピック観戦記

今夏はオリンピックの連日連夜の熱戦に一喜一憂していましたが、八月五日の朝刊に興味深い記事が掲載されていましたので紹介します。

南スーダンのマラソン選手の話です。現在も内紛状態が続く同国で、彼は幼少期より、戦火から逃れて自分の命を守るために走り続け、何度も命の危機にさらされながら生き延び、この舞台に立ったと淡々と語ったそうです。

この事実と経験は大いに賞賛されるべきことと思いますが、今もなお、幼い子供たちが自分の命を守るために走り続け、また、その裏には命を失う子供たちが数多くいるという真実があります。

終戦記念日の朝、この国が領土問題を含めた様々な問題を内包していることをニュースを通し改めて認識するとともに、日本の歴史認識と世界の現状に触れる良い機会となりました。



静岡県東部青年中央会
中島大介
三陽電業株式会社



今月号の取材で、久しぶりに川根路に出かけた時のこと。静岡市から国道362号線で川根本町に入り、峠を下り始めたあたりの路肩で、何やら二つの動く物体を発見。車を止めてよく見ると、二匹の二ホンザルであった。

さらに下ったところで、母親だろうか、子供を背負った二ホンザルが平然と道路を横切っていた。再度止まって見ると、向こうもこちらをじっと見つめている。

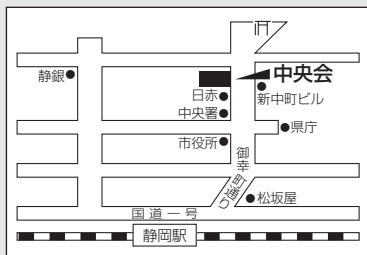
この道はこれまで何回も通ったことがあるのだが、一度に二回もサルと遭遇したのは初めてだった。

人の手が入らない山林が増えているからなのか、それとも餌を求めて人里近くまでやってきたのだろうか。

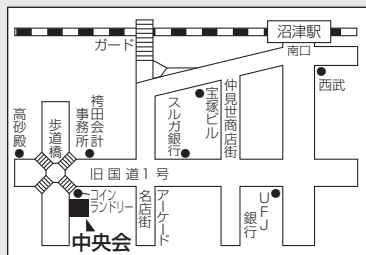
愛くるしい子ザルの表情に心は癒されながらも、自然環境の変化がもたらす影響を改めて考えさせられる光景であった。(中村)

中小企業静岡9月号 (通巻706号)

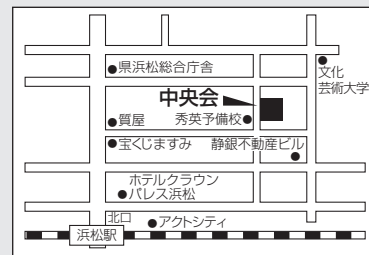
- 発行人 / 静岡県中小企業団体中央会 〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 TEL / 054-254-1511 FAX / 054-255-0673
 東部事務所 〒410-0881 沼津市八幡町7番1号 TEL / 055-963-4511 FAX / 055-963-8307
 西部事務所 〒430-0929 浜松市中区中央1丁目17-19 TEL / 053-453-2195 FAX / 053-453-2198
- 中央会ホームページ <http://www.siz-sba.or.jp/> ● E-mailアドレス joho-kikaku@siz-sba.or.jp
 皆様のご意見をお待ちしております。(TEL、FAX等でもお受け致します。)



静岡事務所



東部事務所



西部事務所

中央会共済制度のご案内

中小企業総合年金共済制度

事業所の資産形成(役員退職金など)として、
また途中で脱退一時金もいつでも受け取り可能!!

特色

(事業所、個人いずれの方法でもご加入いただけます。)

- 1 1口1万円(積立原資)+1千円前後(補償分)の掛金
- 2 運用された積立金は、いつでも一時金としての給付
- 3 年金は60歳、65歳、70歳時に選択
- 4 補償金は、所得補償等をセット(地震・津波による身体被害も含まれる)

<補償について(1口あたり)>

- | | |
|------------|--|
| 1. 所得補償 | 加入者本人が病気・傷害により就業不能となったとき、免責期間(7日間)を超える就業不能期間について月5万円、1年を限度としてお支払いし、通算で1000日受け取るまで契約の継続が可能です。 |
| 2. 後遺障害見舞金 | 加入者本人が事故により180日以内に後遺障害を受けた場合、3万円~100万円をお支払いします。 |
| 3. 事故死亡見舞金 | 加入者本人が事故により180日以内に死亡した場合は、100万円をお支払いします。 |
| 4. 損害賠償 | 加入者本人と同居の親族が日常生活の事故により損害賠償を負担したもののについて、最高500万円までお支払いします。 |

<加入方法は2通りあります。>

オールラウンドコース 主に事業主や企業の役員などの退職年金および退職慰労金などを積み立てるコースです。

マイライフコース 個人による年金など老後資金の積み立てのコースです。

*ニーズに合わせて2つのコースよりお選びいただけます。もちろん両コースの併用もできます。

特定退職金共済制度

特色

この制度は「特定退職金共済団体」として所轄の税務署の承認を得て実施しています。

1. 勤労意欲の向上や雇用の安定・確保に有効です。
月々一定の掛金を積立てることにより、将来必要な多額の退職金を準備でき、充実した退職金制度をつくることができます。
2. 掛金は、損金または必要経費となります。
掛金は、一人月額30,000円まで、損金または必要経費に算入できます。
また、中小企業退職金共済制度と企業年金との併用も認められます。
ただし、他の特定退職金共済制度との併用はできません。
3. 手続きは簡単です。
加入・脱退時の手続きは簡単です。中央会の職員がご相談に応じています。

お問合せ先 静岡県中小企業団体中央会 業務課(054-254-1511)

つもる話は アフター ファイブに。

仕事帰りにおしゃべり。
アホな話もたくさん。



働く人に便利な2つの「相談会」が、
ますます利用しやすくなりました。

〈ろうきん〉全店OPEN! 水曜よりみち相談会

17:00~19:00

毎週水曜日 夕方 **予約優先**^{※1}

県内〈ろうきん〉の全営業店で開催中!

ローンのこと、お金のこと。 ご相談内容がひろがりました。

住宅ローンなど、各種ローンのご相談はもちろん、
預金や個人向け国債、投資信託の
ご相談もお取扱いたします。
お金のことなら何でも幅広くご相談ください。

※個人向け国債、投資信託のご相談は予約制となります。

※1 ご予約のない場合、混雑状況により当日のご相談をお受けできないこともありますので予めご了承ください。
※ いずれの相談会も、一部開催しない日がございます。

〈ろうきん〉が初めての方も大歓迎。ぜひお近くの〈ろうきん〉へ。

お近くの〈ろうきん〉はこちらから!

モバイル版に
アクセス!



はずむ話は デイ タイムに。

家族一替りかえり。
週末の過ごし方。

日曜のんびり相談会

9:00~12:00 13:00~16:00

毎週日曜日 **予約制**

県内〈ろうきん〉のローンセンターで開催中!

週末はご家族で。 3ローンセンターでは 土日も相談OK。

お客様の声にお応えして土日も相談会を開催。

土曜日
開催店

- ◎浜松中央ローンセンター
- ◎静岡中央ローンセンター
- ◎富士ローンセンター

お問い合わせ
ご予約は

ビボバ de ろうきん 携帯電話からでもOK!
フリーダイヤル 平日 9:00~18:00
0120-609-123

インターネットホームページ
<http://shizuoka.rokin.or.jp>